

2016年5月11日

各 位

会 社 名 パ ン チ 工 業 株 式 会 社
住 所 東 京 都 品 川 区 南 大 井 六 丁 目 2 2 番 7 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 武 田 雅 亮
(コード番号：6165 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 兼 管 理 本 部 長 村 田 隆 夫
TEL. 03-5753-3130

取締役等に対する報酬制度の改定及び報酬額の増額 並びに株式報酬型ストック・オプションの導入に関するお知らせ

当社は、2016年5月11日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。以下「取締役」という）及び執行役員の報酬体系を改定し、新たなインセンティブプランとして、業績連動賞与及び株式報酬型ストック・オプション制度導入を決議し、それに伴い、取締役の報酬額の増額と、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、2016年6月22日開催予定の第42回定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 背景

従来当社では、取締役及び執行役員の報酬は、現金による固定報酬のみでしたが、経営陣の報酬制度の透明性を確保するとともに、取締役や執行役員の業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株主との利益意識の共有化を図るため、報酬体系を全面的に見直し、業績連動賞与や株式報酬型ストック・オプションを導入することといたしました。

2. 取締役・執行役員報酬の基本方針

「世界のものづくりを支えるパンチグループとして、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主利益との整合性を保ちつつ、各役員への会社業績向上に向けた効果的かつタイムリーな動機づけがなされるとともに、優秀な人材を経営陣として確保することが出来るような報酬体系とする。」

3. 報酬体系の概要

取締役・執行役員の報酬は、(1) 固定報酬、(2) 業績連動賞与、(3) 株式報酬の3つで構成するものといたします。

- (1) 固定報酬 … 毎月定額で支払われる報酬であり、役位によって定められる基本報酬と、個人別に定められる個別報酬で構成されます。
- (2) 業績連動賞与 … 短期的な業績向上への動機づけに資する報酬であり、株主利益との整合性を保つため、株主への配当に準じ、当期純利益より一定率を分配するものです。
- (3) 株式報酬 … 株主と利益意識を共有し、中長期的な企業価値向上や株価上昇への動機づけに資する報酬として、新たに株式報酬型ストック・オプションを導入いたします。

4. 第42回定時株主総会付議議案の概要

(1) 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬は、2008年6月25日開催の第34回定時株主総会において年額2億円以内とご決議いただいておりますが、現在の固定報酬とは別に、当期純利益より一定率を株主資本利益率(ROE)と自己資本比率に応じて分配する業績連動賞与を導入するため、取締役の報酬額を年額4億円以内に改定するものです。

なお、年額4億円以内の内訳として、固定報酬としては2億円以内、業績連動賞与としては、上限2

億円、下限0円といたします。

(2) 取締役に対するストック・オプションによる報酬支給の件

4. (1) の取締役の報酬額とは別枠にて年額1億円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てるものです。

〈株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容〉

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

②新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,000個を上限とする。

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日を2年経過した日の翌日から20年以内とする。

⑥新株予約権の行使条件

(ア) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

(イ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(ウ) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上